

短期入所サービス利用の留意事項

短期入所サービスは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、連続した利用は30日までと制限されています。また、介護支援専門員は、居宅サービス計画において短期入所サービスを位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用日数が、要介護認定等の有効期間全体のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

しかし、機械的な適用を求めるものではなく、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを位置づけることも可能であるとされています。

○「特に必要と認められる場合」について

連続30日を超える利用（例）

- ・ 介護者の病気等で、一定期間介護者が不在になるが、状況回復により自宅に戻る場合
 - ・ 入所、入居日等が決定しているが、短期間の待機があり、なおかつ自宅に戻る事が不可能な場合
- 有効期間の半数を超える利用（例）

- ・ 調整しながら利用していたが、結果的に半数を超過してしまう理由があった場合。
（入退院等で環境の調整が必要だった場合等）

孺恋村では、認定期間の半数を超えて利用する場合には、介護給付の適正化の観点から、特に必要である理由を申し出ていただくことにしています。必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 短期入所サービス長期利用理由書
 - ・ 基本情報
 - ・ アセスメント
 - ・ 居宅サービス計画書（1～3表）
 - ・ サービス担当者会議の要点
- } 又は介護予防サービス・支援計画書

（半数を超えて利用することについての検討内容が記載されているもの）

* 提出時期・・・居宅サービス計画におおむね半数を超える利用を位置づけたとき。

なお、連続30日を超えて利用する場合には、理由書の提出は必要ありませんが、サービス担当者会議で必要性を検討したうえで、記録を整備してください。

具体的な流れについては「短期入所サービス長期利用理由書提出の流れ」を参考にしてください。

- * 役場への書類提出によって利用が確定するものではないことにご留意ください。
- * 家族への対応や環境調整が難しい事例や、支援の方向性で助言が必要な場合などはご相談ください。

短期入所サービス長期利用理由書提出の流れ

